

E i w a N e w s

事業承継税制について

平成 21 年 2 月
(No. 043)

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。皆様、ご準備はいかがでしょう？

さて、今回は、先月に引き続き平成 21 年度税制改正大綱の中から、事業承継税制として新たに創設された取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度についてご紹介いたします。

[1] 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

(1) 概要

経営承継相続人(注 1) が、非上場会社を運営していた被相続人から相続等によりその会社の株式を取得し、経営を行っていく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した株式に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税は、その経営承継相続人の死亡等の日まで猶予されます。

(注 1) 「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいいます。

(注 2) 適用対象株式

相続開始前から既に保有していた議決権株式を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数の 3分の 2 に達するまでの部分に限ります。

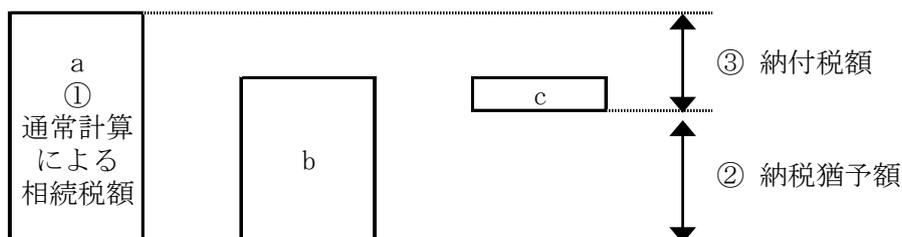
(2) 猶予税額の計算

①まず通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出します(経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この額となります。)

②経営承継相続人が、「特例適用株式等の全部(100%)のみを相続とした場合の相続税額」と「特例適用株式等の 20%のみを相続とした場合の相続税額」の差額が納税猶予額となります。

③①により算出した経営承継相続人の相続税額から②の猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となります。

経営承継相続人の相続税の計算イメージ



- a) 通常の相続税の計算により算出した相続税額
- b) 特例適用株式等の100%のみを相続するものとした場合の相続税額
- c) 特例適用株式等の20%のみを相続するものとした場合の相続税額

(3) 猶予税額の免除、納付

経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等は、猶予税額の納付は免除されます。

なお、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内に、経営承継相続人が代表者でなくなる等、認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付しなければなりません。

(4) 他規定との関係

①相続税の納税猶予の適用を受ける場合も、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用は認められます。

②現行の特定同族会社株式等の10%減額特例（「特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例」及び「特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例」）は、所要の経過措置が講じられたうえ、平成21年3月31日をもって廃止されます。

(5) 適用時期等

①相続税の納税猶予制度は平成20年10月1日以後の相続等について遡って適用されます。

②平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表者であった場合には、その被相続人に関する相続税の申告書の提出期限は平成22年2月1日まで延長されます。

[2] 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

(1) 後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を運営していた親族から、贈与によりその保有株式の全部（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式の総数の3分の2に達するまでの部分に限ります。）を取得し、経営を行っていく場合には、その猶予対象株式の贈与に係る贈与税の全額の納税が猶予されます。

（猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様です。）

(2) 贈与者の死亡時には、猶予対象株式を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額が計算されます。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予が適用されます。

これらの改正内容は今通常国会において審議され、可決成立することにより確定します。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。